太田市地域包括支援センター業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46の規定に基づき本業務受託事業者(以下「受託者」という。)が設置する地域包括支援センター(以下「センター」という。)において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1. センターで実施する業務

- (1) 法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業
- (2) 法第115条の45第2項各号に規定する包括的支援事業
- (3) 法第115条の48に規定する地域ケア会議の設置運営
- (4) 指定介護予防支援事業 (地域包括支援センターの設置者が、太田市から指定を受けて業務を行う)
- (5) その他太田市が指定する事業

2. 担当区域及びセンターの名称

本業務を行うセンターの担当区域及び名称は、下記のとおりとする。

圏域	担当区域(※)	名 称
1	太田、鳥之郷	太田・鳥之郷地域包括支援センター
2	九合、休泊	九合・休泊地域包括支援センター
3	沢野	沢野地域包括支援センター
4	韮川	韮川地域包括支援センター
5	強戸、毛里田	強戸・毛里田地域包括支援センター
6	宝泉	宝泉地域包括支援センター
7	尾島	尾島地域包括支援センター
8	木崎、生品、綿打	新田地域包括支援センター
9	藪塚東部、藪塚西部	藪塚地域包括支援センター

※ 担当区域の各名称の範囲については、太田市の行政区に従う

3. センター事務所の設置場所について

受託者は、担当区域内に事務所を設置すること。

なお、事務所を設置する予定である建物および不動産は、建築基準法やその他の法令等を遵守していること。

4. センター事務所の設備について

ア センターの事務室について

(1) センターの事務室には、従事職員分の事務机及び椅子、パーソナルコンピューター、

電話、ファクシミリ、コピー機等のセンター運営に必要な設備等を設置すること。 また、施錠可能な書類保管庫を確保するものとし、受付及び相談に対応可能な受付カウンターを設置すること。ただし、他の施設との兼用を可能とする。(プライバシーが確保されるよう配慮すること。)

- (2) センターの運営に必要な相談室及び会議室を設けること。ただし、他の施設との兼用を可能とする。(プライバシーが確保されるよう配慮すること。)
- (3) インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、センターが専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。
- (4) センターの職員が専用で利用できる自動車を1台以上配備すること。
- (5) 設備等に関する経費は受託者が負担すること。なお、自動車配備に関する費用や自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うものとし、設備等に関する契約に太田市は一切関与しないものとする。
- (6) 十分な広さの駐車スペースを確保し、車での来訪者にも十分な配慮をすること。
- (7) センターの来訪者に配慮し、センターの所在地がわかるように配慮した看板、又は 案内板を1つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。

5. 営業日、営業時間

センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日まで(祝日、及び12月29日から1月3日までの期間を除く。)

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分まで。

- ※ 営業時間帯以外であっても、地域の住民や関係団体等の会議への出席及びその他 必要な業務について依頼する場合もある。
- ※ 上記営業日及び営業時間は、センターの開館時間であり、各法人の就業規則に言 及するものではない。
- ※ シフト制等により上記対応が可能となるように調整するほか、電話等により 24 時間対応可能な連絡体制を確保すること。なお、緊急時の連絡体制については、 受託法人の他施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

6. 職員体制

(1) 専門職種の配置

地域包括支援センターには、次のアからウまでの資格を有する者(以下「3職種」という。)であって、常勤専従の職員を1名ずつ配置すること。また、その中の1名を指定介護予防支援事業所の管理者とすること。

ア 保健師またはこれに準ずる者

(これに準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する相談業務の経験年数が1年 以上ある看護師を指す。)

※ 看護師に准看護師は含まない。

イ 社会福祉士またはこれに準ずる者

(これに準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者を指す。)

ウ 主任介護支援専門員またはこれに準ずる者

(これに準ずる者とは、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、かつ、介護支援 専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有 している者を指す。)

(2) 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターには、(1) の 3 職種職員に加え、認知症総合支援事業に従事する職員を 1 名配置すること。なお、認知症地域支援推進員は、認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士または介護支援専門員のいずれかの資格を有している者とし、業務に支障のない範囲であれば、他の職との兼務を可能とする。

(3) 職員の追加配置

下表に掲げる 4 圏域については、同表中「追加配置職種及び員数」の基準に応じて、職員を追加配置できるものとする。また、契約期間内に下表圏域で高齢者人口が 9,000人を超えた場合、または下表圏域以外で高齢者人口が 6,000人を超えた場合は、別途協議の上職員を追加配置できるものとする。

追加配置可能圏域と追加配置職種及び員数

圏域	名称	追加配置職種及び員数
1	太田・鳥之郷	3職種、介護支援専門員及び事務職員の中から1名
2	九合・休泊	3職種、介護支援専門員及び事務職員の中から2名
6	宝泉	3職種、介護支援専門員及び事務職員の中から2名
8	新田	3職種、介護支援専門員及び事務職員の中から2名

(4) その他

3 職種職員が産前・産後休暇、育児休暇または 30 日以上の病気休暇等を取得する場合には、太田市と協議の上、必要に応じて代替職員を補充すること。また、配置職員の変更がある場合は、職員変更の 1 か月前までに市へ報告すること。

専門職種として配置される職員の地域包括支援センター勤続年数に応じて「増額委託料」の運用を次頁のとおり行う。運用方法等は、太田市の定める規定等により定める。

「増額委託料」一覧表

	増額となる委託料	令和	令和	令和	増額
勤続年数		6	7	8	合計
[令和5年度末時点]		年度	年度	年度	(1人当たり)
(3職種)	2年~3年未満	20万円	30万円	40万円	90万円
(介護支援専門員)	2年~3年未満	15万円	25万円	35万円	75万円
(3職種)	3年~4年未満	30万円	40万円	50万円	120万円
(介護支援専門員)	3年~4年未満	25万円	35万円	45万円	105万円
(3職種)	4年~5年未満	40万円	50万円	50万円	140万円
(介護支援専門員)	4年~5年未満	35万円	45万円	45万円	125万円
(3職種)	5年以上	50万円	50万円	50万円	150万円
(介護支援専門員)	5 年以上	45万円	45万円	45万円	135万円

	増額となる委託料	令和	令和	増額
勤続年数		7	8	合計
[令和6年度末時点]		年度	年度	(1人当たり)
(3職種)	2年~3年未満	20万円	30万円	50万円
(介護支援専門員)	2年~3年未満	15万円	25万円	40万円
(3職種)	3年~4年未満	30万円	40万円	70万円
(介護支援専門員)	3年~4年未満	25万円	35万円	60万円
(3職種)	4年~5年未満	40万円	50万円	90万円
(介護支援専門員)	4年~5年未満	35万円	45万円	80万円
(3職種)	5 年以上	50万円	50万円	100万円
(介護支援専門員)	5年以上	45万円	45万円	90万円

	増額となる委託料	令和	増額
勤続年数		8	合計
[令和7年度末時点]		年度	(1人当たり)
(3職種)	2年~3年未満	20万円	20万円
(介護支援専門員)	2年~3年未満	15万円	15万円
(3職種)	3年~4年未満	30万円	30万円
(介護支援専門員)	3年~4年未満	25万円	25万円
(3職種)	4年~5年未満	40万円	40万円
(介護支援専門員)	4年~5年未満	35万円	35万円
(3職種)	5年以上	50万円	50万円
(介護支援専門員)	5年以上	45万円	45万円

7. 業務内容

センターの業務は、次に掲げるものとする。また、各業務に関しては、太田市地域包括 支援センター運営方針及び業務マニュアルに従い適切に実施すること。

(1) 第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号二)

居宅要支援被保険者等が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うこと。

- ① 介護予防ケアマネジメント業務
 - 1) 利用申込の受付
 - 2) 利用締結
 - 3) アセスメント
 - 4) 介護予防ケアマネジメントプラン原案の作成
 - 5) サービス担当者会議の開催
 - 6) 介護予防ケアマネジメントプランの交付
 - 7) モニタリング
 - 8) 評価、介護予防ケマネジメントプランの見直し
 - 9) 給付管理
 - 10) 介護報酬の請求
 - ② 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の担当上限数 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の担当件数の上限は、特に設けない。
 - ③ 介護予防ケアマネジメント業務に係る介護予防ケアマネジメント費 介護予防ケアマネジメント業務に係る介護予防ケアマネジメント費は、受託者 の収入とする。
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務の委託

センターは、介護予防ケマネジメント業務の一部を、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。委託にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 1) 委託に関し、運営協議会に報告すること。
- 2) 太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 第33条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等と 一体的に行われるよう配慮すること。
- 3) 委託先の指定居宅介護支援事業所が、介護予防ケアマネジメント業務に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。
- 4) 介護予防ケアマネジメント業務に係る責任主体は、センターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントプランの原案を作成する場合には、当該プランが適正に作成されている

か、内容の妥当性等について確認を行うこと。また、委託先の居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の介護予防ケアマネジメントの方針を決定すること。

5) 介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している利用者に関しては、介護予防ケアマネジメント費相当分を委託先事業者へ支払うこと。

(2) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務(法第115条の45第2項第1号)

高齢者が、住みなれた地域で安心して自立した生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

- 1) 初期段階での相談対応
- 2) 専門的・継続的な支援
 - ア) 訪問による相談や情報収集
 - イ) 支援計画の策定
 - ウ) サービス提供機関や専門相談機関へのつなぎ
 - エ)継続支援のためのモニタリング
 - オ) その他相談支援に関すること
- ② 権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)

地域の住民や、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決ができない、又は適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

- 1) 成年後見制度の活用促進
 - ア) 成年後見制度普及の広報等
 - イ) 成年後見制度の利用に関する判断
 - ウ) 成年後見制度の利用が必要な場合の申し立て支援
 - エ) 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
 - オ) その他成年後見制度の活用、利用促進に関すること
- 2) 老人福祉施設等への措置の支援
 - ア) 老人福祉法上の措置が必要と思われる場合の太田市との連携
 - イ) 成年後見制度の利用等を含めた適切な支援
 - ウ) その他措置に伴う支援
- 3) 高齢者虐待への対応
- 4) 困難事例への対応
- 5) 消費者被害の防止
 - ア) 訪問による相談や情報収集

- イ)消費生活センターとの連携
- ウ) その他消費者被害の防止のために必要な支援
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(法第115条の45第2項第3号) 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、 主治医、地域の関係機関等の他職種相互の協働による連携を図ることで、個々 の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するた め、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支 援等を行うもの。
 - 1) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み
 - ア) 関係機関との連携体制構築への取組
 - イ) サービス担当者会議開催支援
 - ウ) 入院・退院、入所・退所時の連携
 - 2) 介護支援専門員に対する個別支援
 - ア) 相談窓口の設置
 - イ) 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応
 - ウ) 個別事例に対するサービス担当者会議開催支援
 - エ)ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員へのケアマネジメントの 指導
 - オ)介護支援専門員に対する情報支援
 - カ) その他ケアマネジメントの質の向上に必要な支援
- ④ 在宅医療介護連携推進事業に関する業務(法第115条の45第2項第4号) 医療と介護の切れ目のないサービス提供体制を整備するため、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業に太田市及び関係機関と協力して取り組むこと。
- ⑤ 生活支援体制整備事業に関する業務(法第115条の45第2項第5号) 高齢者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの 予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他これら を促進する事業に太田市及び関係機関と協力して取り組むこと。
- ⑥ 認知症総合支援事業に関する業務(法第115条の45第2項第6号) 認知症の早期における症状悪化の防止のための支援その他の認知症である又は その疑いのある高齢者に対する総合的な支援を行うこと。認知症地域支援推進員 を中心に他の3職種職員と連携して次のアからエに掲げる業務を行うこと。
 - ア 認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう、関係機関との連携体制を構築すること。
 - イ 認知症の人やその家族に対する相談支援体制を構築すること。また、必要に 応じて認知症初期集中支援チームと連携し、状況に応じた適切なサービスが提 供されるよう調整すること。
 - ウ 認知症カフェの企画・運営、または多様な実施主体が運営する認知症カフェ

の企画・運営の支援等を行うこと。

エ 認知症ケアに携わる多職種協働による研修を実施すること。

(3) 地域ケア会議の設置運営(法第115条の48)

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うために、地域ケア会議の設置運営及びその他必要な業務を行うこと。

- ① 太田市が主催する地域ケア会議への協力
- ② 個別ケース地域ケア会議の設置及び運営
- ③ 自立支援型地域ケア会議の設置及び運営
- ④ その他地域包括ケアシステムの構築に必要な活動

(4) 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行うこと。

- ① 予防給付に関するケアマネジメント業務
 - 1) 利用申込の受付
 - 2) 利用締結
 - 3) アセスメント
 - 4) 介護予防サービス計画原案の作成
 - 5) サービス担当者会議の開催
 - 6) 介護予防サービス計画書の交付
 - 7) モニタリング
 - 8) 評価、介護予防サービス計画書の見直し
 - 9) 給付管理
 - 10) 介護報酬の請求
- ② 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の担当上限数 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の担当件数の上限は、特に設けない。
- ③ 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費(介護報酬) 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は、受託者の収入とする。
- ④ 指定介護予防支援業務の委託

センターは、指定介護予防支援業務の一部を、委託契約を締結した事業者が 営む指定居宅介護支援事業所に委託できる。委託にあたっては、以下の事項に 留意すること。

- 1) 委託に関し、運営協議会に報告すること。
- 2) 太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 第33条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が 一体的に行われるよう配慮すること。
- 3) 委託先の指定居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援業務に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。
- 4) 指定介護予防支援業務に係る責任主体はセンターであり、委託を行う場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適正に作成されているか、内容の妥当性等について確認を行うこと。また、委託先の指定居宅介護支援事業所が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針を決定すること。
- 5) 指定介護予防支援業務の一部を居宅介護支援事業所に委託している利用者に関しては、介護予防サービス計画費相当分を委託先事業者へ支払うこと。

(5) その他事業

- ① 太田市及びセンター同士の連携に関する業務
- ② 例月の報告に関する業務
- ③ 太田市地域包括支援センター運営協議会での報告、説明等の業務
- ④ 適正な記録管理に関する業務
- ⑤ 年間事業計画、年間活動報告に関する業務 センターの業務に関し、年間事業計画を策定し太田市に提出するとともに、 当該計画に基づいた業務の遂行に努めること。また、年間の活動報告書を作成 し、年度終了後30日以内に太田市に提出すること。
- ⑥ 住宅改修理由書の作成 居宅介護支援・介護予防支援の提供を受けていない要介護・要支援被保険者の 住宅改修理由書を作成する。
- ⑦ 非該当と認定された利用者への介護予防プランの作成
- ⑧ 認知症サポーター養成講座に関する業務
- ⑨ 太田市徘徊高齢者等事前登録制度に関する業務
- ⑩ 太田市GPS端末貸し出し事業に関する業務
- ① 太田市内の看護学生等の学生実習及び講師派遣に関する業務
- ② 太田市から依頼する各種調査 利用者本人から下記の申請があった際、本人宅を訪問し調査を実施。調査票 を作成する。
 - 生活支援型短期入所

- · 日常生活用具給付(火災警報器)
- •福祉電話貸与
- •緊急通報装置貸与
- ・ 寝具丸洗い乾燥
- ・在宅ねたきり老人等出張理容

8. 実績報告

受託者は、以下の業務に係る実績を太田市の定める様式により業務実施月の翌月 15 日までに太田市に報告すること。太田市は、報告書の受理後 10 日以内にその内容を審査するものとする。

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務
- (2) 包括的支援業務
- (3) 認知症総合支援事業に関する業務
- (4) 地域ケア会議の設置運営
- (5) 指定介護予防支援業務
- (6) その他の業務

9. 公平·中立性

受託者は、センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

10. 法令等の遵守

受託者は地域包括支援センターを運営するにあたり、法及び関係法規を遵守すること。

11. 秘密の保持

受託者は、個人情報の取扱につき、関係法規、市条例等を遵守し厳重に取り扱うとともに、 その紛失・漏洩がないように十分配慮すること。

また、各事業の実施にあたり、当該事業の実施に関する個人情報の活用を図る必要があるときは、あらかじめ本人から個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに同意を得ておくこと。

12. 引き継ぎ

受託者は、他のセンターに利用者等の情報を引き継ぐ必要が生じた場合には、相談者・利用者にとって不利益とならないように責任を持って適切に引き継ぎを行うこと。

13. 協議事項

災害等緊急時の対応については、太田市と協議して指示に従うこと。